

期 間： 令和6年2月26日（月） 午後3時30分より

場 所： 真鶴町民センター 第2会議室

出 席 者： 瀬瀬 教育長、瀧本 委員（教育長職務代理者）、
岡田 委員、高橋 委員、
高橋 教育課長、塩田 学校教育専任課長兼指導主事、奥村 学校教育指導員
青木 教育総務係長、大竹 課長補佐兼社会教育係長、
書記：小澤 主任主事

欠 席 者： 松野 委員

傍 聴 者： なし

議事

1 教育長のあいさつ

2 議題

協議事項

- (1) 真鶴町公民館条例等の一部改正について
- (2) 真鶴町立学校施設使用条例施行規則及び真鶴町公民館条例施行規則の一部改正について
- (3) 真鶴町社会教育関係団体登録要綱の一部改正について
- (4) 真鶴町学校運営協議会設置規則の制定について
- (5) 町議会3月定例会提出の補正予算について
- (6) 町議会3月定例会提出の令和6年度予算について
- (7) 令和6年度真鶴町の教育基本方針・重点施策（案）について
- (8) 令和6年度真鶴町教職員研修等計画（案）について

3 報告事項

- 学校教育関係について
- 社会教育・生涯学習関係について

瀬瀬教育長： それでは定刻となりました。ただいまの出席者数は4名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める定足数に達しておりますので、これより令和5年度真鶴町教育委員会2月定例会を開会いたします。

改めまして、皆さんこんにちは。

全委員： こんにちは。

瀬瀬教育長： 寒暖差の激しい時期が続いておりまして、体調管理が難しいところです。今日、松野委員は所用でお休みですが、お忙しい中ご参加いただきまして、ありがとうございます。先々週ですか、17日土曜日に今年度3回目の「教育を語り合う会」をやらせていただきました。瀧本委員にはご出席いただきまして、ありがとうございます。子どもたちも、土曜教室の子どもたちを中心に10名以上の参加がありました。感想の中にも「子どもたちが本当に立派な意見を言ってくれて、勇気付けられた。」や「子どもたちが本当に順調に育っている様子が分かった。」など、大変大人にとっては好評だった、プラスの評価の声をいただいております。来年度も何回か「語り合う会」をやっていきたいと思いますので、同様に子どもたちの参加が見込まればよいなと感じております。

あと、今年度最後の大きな行事で「真鶴半島健康マラソン大会」を、昨日予定していました。土曜日はとても良い天気でも準備も順調に進んだようですが、昨日は朝からパラパラ雨が降って、非常に寒い1日になってしまいました。担当者は本当に一生懸命やっていたので残念がっていましたが、健康を考えて中止とさせていただきます。来年度はぜひ開催をしたいと考えております。今日は協議事項がたくさんあるようですので、早速中身に入っていきたいと思います。今日もよろしく願いいたします。

それでは案件に入らせていただきます。協議事項(1)から(3)までは条例あるいは要綱の改正に関する内容ですので、一括してお願いしたいと思います。

(1) 真鶴町公民館条例等の一部改正について、(2) 真鶴町立学校施設使用条例施行規則及び真鶴町公民館条例施行規則の一部改正について、(3) 真鶴町社会教育関係団体登録要綱の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

大竹係長： はい。それでは(1) 真鶴町公民館条例等の一部改正について、説明させていただきます。今回、条例改正は3本ございます。1本目が「真鶴町公民館条例」、2本目が「真鶴町立体育館条例」、3本目が「岩ふれあい館条例」でございます。改正の内容につきましては、消費税法の一部改正に伴いまして、引用条項を整理するもの、また、真鶴町公民館条例別表の「婦人研修室」の名称を「和室研修室」に変更するものでございます。資料1を3枚おめくりいただき、裏面をご覧ください。真鶴町公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表によって、説明させていただきます。第7条の使用料でございます。右側が旧(改正前)で、左側が新(改正後)になります。まず旧ですが、第7条「消費税法第29条」とあるも

のを「消費税法第 29 条第 1 号」と変更させていただきます。これにつきましては、消費税法がインボイス制度関連で項立てになっていたものが、号立てになったことに伴うものでございます。次に、別表（第 7 条関係）で「婦人研修室」という名称を「和室研修室」という名称に改めるものでございます。続きまして、真鶴町立体育館条例について説明をさせていただきます。また、3 枚おめくりいただいた裏面をご覧ください。真鶴町立体育館条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。右側が改正前、左側が改正後でございます。第 7 条（使用料）についてでございます。同じく「消費税法第 29 条」を「消費税法第 29 条第 1 号」に改めるものでございます。続きまして、岩ふれあい館条例でございます。2 枚おめくりいただいた裏面、岩ふれあい館条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、旧条例。左側が改正後の新条例でございます。別表（第 7 条関係）の※印です。同じく「消費税法第 29 条」を「消費税法第 29 条第 1 号」に改めるものでございます。以上で、(1) についての説明は終わらせていただきます。

瀬瀬教育長： では、(2) を続けてお願いいたします。

大竹係長： よろしいでしょうか。続きまして、(2) 真鶴町立学校施設使用条例施行規則及び真鶴町公民館条例施行規則の一部改正について、説明をさせていただきます。こちらの改正につきましては、消費税法の一部改正に伴い引用条項を整理し、真鶴町公民館条例施行規則別表を改め、かつ、「婦人研修室」を「和室研修室」に変更をするとともに、押印の見直しを行うものでございます。まず、真鶴町立学校施設使用条例施行規則について説明させていただきます。2 枚おめくりいただいた裏面、新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後でございます。第 3 条（使用料）「消費税法第 29 条」を「消費税法第 29 条第 1 号」に改めるものでございます。続きまして、真鶴町公民館条例施行規則について説明をさせていただきます。4 枚おめくりいただいた表面、新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、旧条例。左側が改正後、新条例でございます。まず、第 7 条（附属設備等の使用料）についてでございます。「消費税法第 29 条」を「消費税法第 29 条第 1 号」に改めるものでございます。また、別表（第 7 条関係）の附属設備使用料の改正についてですが、現状、町民センターとして所有している物品、所有していない物品を整理した上で、記載の通りに改めたものでございます。また最後に、この別表で「この使用料は、館内での使用料です。」とありますが、基本的にこちらの物品は、公民館の外には持ち出しができないことになっておりますので、この記載を省いたものでございます。さらに、おめくりいただいて様式になります。まず、第 1 号様式（第 5 条・第 8 条関係）でございます。右側をご覧ください。使用する室名の所に「婦人研修室」とあるものを、左側「和室研修室」に改めるものでございます。1 ページ進んでいただきますと、第 2 号様式（第 6 条・第 9 条関係）の様式がございます。こちらを使用する室名「婦人研修室」か

ら「和室研修室」に改めるものでございます。また、右上の真鶴公民館長と印とありますものを、公印の「印」の欄を削除するものでございます。左側の資料に「印」と書かれておりますが、こちらは削除してください。誤りでございます。あと、旧の守るべき事項の所に「きめられたところで喫煙すること。」とありますが、現状、敷地内は禁煙となっておりますので、この記載を削除しております。説明については以上でございます。

瀬瀬教育長： はい。続いて（3）をお願いいたします。

大竹係長： 続きまして、（3）真鶴町社会教育関係団体登録要綱の一部改正について、説明をさせていただきます。こちらの改正につきましては、真鶴町公民館条例の一部を改正する条例を3月議会に上程し、「婦人研修室」が「和室研修室」へ変更される見込みに伴い、所要の改正が必要であることから改正するものでございます。資料を2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。さらに、1枚めくっていただきますと、第1号様式（第3条関係）になります。右側が改正前、旧。左側が改正後、新になります。主な使用部屋の欄で「婦人研修室」とあるものを「和室研修室」に改めるものでございます。説明については以上です。ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明についてご意見ご質問がある方はお願いいたします。よろしいでしょうか。では、特に無いようですので質疑を終了といたします。協議事項（1）（2）（3）、一括して採決をしたいと思っております。原案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： （全員挙手）

瀬瀬教育長： ありがとうございます。全員賛成と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、協議事項（4）真鶴町学校運営協議会設置規則の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

青木係長： はい。それでは、お手元に資料4をご用意ください。先月1度ご説明させていただいたものになりますので、一読するのは控えさせていただいて、先月との変更点についてご説明させていただきます。まず、項立ての順番です。先月のものには第3条に「目的」を書いていましたが、それを第2条に持って行き、「設置」を第3条に入れ替えさせていただきました。併せて文言の修正といたしまして、第2条（目的）の2行目です。「学校運営に関し、協議する機関として」の所に「及び当該運営への必要な支援」という文言を追加させていただきました。そ

の下の4行目「保護者、地域住民等の学校運営への」の後ろですが、「参画並びに」を「主体的な」という文言に改めさせていただきました。続きまして、第3条（設置）の第2項になります。こちらにつきましては、学校の方から「学校運営協議会を設置したいです。」「いいですよ。」という一連の流れの申請書を、この規則の中に設けさせていただきました。その関係で第3条第2項の中に「学校運営協議会設置申請書（第1号様式）」、第3項の中に「学校運営協議会設置通知書（第2号様式）」を追加させていただいております。続きまして、第5条（学校運営等に関する意見の申し出）になります。最後に「教育委員会又は設置学校に対して意見を述べることができる。」であったものを、「意見を述べ、提案することができる。」に改め、「提案すること」という文言を入れさせていただきました。あと、第14条に「学校運営協議会年間報告書（第3号様式）」を定めさせていただき、4ページ以降の様式についても、新たに作って入れさせていただいたものになります。簡単ではございますが、説明は以上となります。ご審議の程、よろしくお願いたします。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。前回、1回提案をさせてもらって意見をいただきましたので、それに基づいて修正を加えたということでいいですね。

青木係長： はい。

瀬瀬教育長： はい。それでは何かご質問ご意見があれば、よろしくお願いたします。この4月から小学校で立ち上げようと思っておりますが、この前ご意見をいただいたように、この学校運営協議会が主体となって動いてくれるということです。「学校任せではない組織にしてほしい。」というご意見をいただきましたので、その辺りは学校にもきちんと伝えて、立ち上げた段階でもきちんとご説明はさせてもらう必要があると思っております。いかがでしょうか。では、特に無いようでしたら質疑を終了といたします。それでは、協議事項（4）真鶴町学校運営協議会設置規則の制定について、挙手により採決をいたします。原案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： （全員挙手）

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成と認めます。原案のとおり決定いたしました。

では続きまして、協議事項（5）町議会3月定例会提出の補正予算について、事務局から説明をお願いいたします。

高橋課長： はい。それでは（5）町議会3月定例会提出の補正予算について、資料5でございます。補正予算につきましては、3月に開催される真鶴町議会において審議

いただくものでございます。議会運営委員会の席で議案を提出する日程が28日となっておりますので、本日までご説明する段階では提出予定となっております。横に開ける形となっております。こちらが提出する補正予算の「事項別明細書」と呼ばれる明記になっております。3月補正予算は、年度執行額の確定による当初予算との調整が主なものとなっております。歳入については各交付決定が行われたり、歳入予算額の決定によつての増減。歳出については執行残の減額補正が主な動きとなります。

まず、歳入をご覧ください。資料の16ページからお願いします。使用料及び手数料、教育使用料です。博物館観覧料、美術館観覧料につきましては、若干、年度の当初予算目標額をやや下回るということで、実績に基づいて減額させていただいております。18ページ、教育費国庫補助金の中の教育総務費補助金となります。こちらは要保護児童生徒援助費補助金と、特別支援教育就学奨励費補助金となっております。県から決定通知が来ておりますので、その決定通知に合わせて減額となっております。1枚おめぐりいただきまして、20ページとなります。教育費県補助金です。社会教育費補助金で、放課後子ども教室推進事業費補助金と地域学校協働活動推進事業補助金。県の交付決定により減額となっております。歳入は以上でございます。

続きまして、歳出です。28ページです。こちらは3年度、4年度、5年度と3か年でなります政策に予算を付けていたものです。地方創生推進費の中にある教育推進事業です。こちらは政策推進とも調整いたしまして、教育推進事業として執行するもの、見合わせるもの等を整理した結果、今年度の執行額に基づいて付与額を減額させていただいております。続きまして、39、40ページ。ここからが教育費になります。人件費に関しましては、実際の人件費に基づいて数字の確認をされております。40ページの1番下段の教職員健康診断委託料。学校の先生方が受けていただいた残が減るものでございます。次のページ、42ページになります。主なところで、小学校費の中で自動車借上料がございます。通常、幼稚園と小学校はスクールバスで送迎をしているのですが、町のマイクロバスが今年度から廃車になったのです。当初予算上では、万が一、同じ時間帯に送迎する場合に備えまして、自動車借上料として予算化してあったのですが、今年度1回事業を行っていただいた結果、特にスクールバスを借り上げて別に送迎する必要は生じませんでした。こちらはスクールバスの分として計上したものを減額するものです。それから、中学校費は光熱水費です。物価高騰によりまして、電気料を当初予算でかなり多く見積もっていたのですが、中学校に関しましては節電もしていただけたのか、それ程多く使わずに済みましたので減額することができました。その下の町民センター費。町民センターの光熱水費についても同様となっております。美術館費は観覧料が減額になっております。42ページから44ページの上段になりますが、会計年度任用職員報酬です。会計年度任用職員が11月いっぱい1人退職になったので、その分の減額です。印刷製本費です。年間の企画展は予定通りやりましたが、パンフレットやポスターについてはお金を掛けた物は作らな

い形で対応しましたので、その分減額となっております。そのほかは、全体に執行済みの残額の補正減でございます。説明は以上です。

額部教育長： はい。ありがとうございました。では、ただいまの説明について何かご質問ご意見はあるでしょうか。1回見ただけでは分からない所もあろうかと思えますけど。皆様、年度末の補正ですので、よろしくお願ひしたいと思えます。では特に無いようですので質疑を終了といたします。それでは、(5)町議会3月定例会提出の補正予算について、挙手により採決をしたいと思えます。原案のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

全委員： (全員挙手)

額部教育長： ありがとうございます。全員賛成と認めます。原案のとおり決定いたしました。

では続きまして、協議事項(6)町議会3月定例会提出の令和6年度予算について、事務局から説明をお願いします。

高橋課長： はい。続きまして、町議会3月定例会提出の令和6年度予算になります。お配りしました資料6は、それぞれ款、項、目という予算立てになっております。それらを抜き出したものです。それから事項別明細書と申しまして、横綴じになっているものが明細でございます。よろしいでしょうか。こちらは3月に開催される真鶴町議会においてご審議いただきますが、本日は新規に予算計上されるものや、増減額が大きいものについて説明させていただきます。例年予算計上されるものにつきましては説明を省略いたします。主に、資料6の1番右端「比較増減額」が割と大きい所、あるいは歳入についての内容説明を入れさせていただきながら、詳細は横版の事項別明細書。少し字が小さいですが、こちらを見ていただきながら確認いただければと思えます。

歳入からまいります。款、項、目となっております資料6の1枚目です。12款分担金及び負担金、1項 負担金、5目 教育費負担金。予算額が3,516,000円、前年度対比889,000円の増額となります。こちらの内容につきましては、事項別明細書の歳入の15ページです。線を入れてあるのがご覧になりますでしょうか。教育費負担金の所に幼稚園管外教育受託児童負担金、市町村共同事業箱根町負担金と入っております。こちらは例年と同じものとなっております。若干数字が大きくなっておりますのは、幼稚園管外教育受託児童負担金です。湯河原町に居住してひなづる幼稚園に通われている幼稚園児さんに関しまして、真鶴町でお預かりしているお子さんについて、湯河原町が受託負担金を払ってくれます。5年度当初予算で昨年は4名のお子さんを予定していたのですが、来年度に関しては6名のお子さんがかかることになっておりますので、比較増減額が増額となっております。中学校費負担金に入っている市町村共同事業箱根町負担金というのは、校務

支援システムの改修をした時に改修費用を箱根町さんが窓口となって補助金を受けてくれていて、受けてくれた箱根町が真鶴町に分けて入れてくださるということで箱根町と名称が入っておりますが、実際に支払いを行っているのは振興協会になります。こちらの額はそんなに大きな増減はございません。比較増減額 889,000 円と出てきましたのは、ひなづる幼稚園の受託費が大きく出ております。参考までに、受託費の単価につきましては、国の定める子ども・子育て支援法の規定で「施設型給付費」という名前で単価が定められておりますので、その単価に基づいて、1人いくらで何人という計算で出るようになっております。では、資料6にお戻りいただきまして、13款 使用料及び手数料、1項 使用料、6目 教育使用料は7,176,000円、前年度対比27,000円の増額です。内容につきましては、事項別明細書17ページでございます。町立ひなづる幼稚園保育料、博物館観覧料、公民館使用料、美術館観覧料、町立体育館使用料等となっております。こちらにもほぼ例年同様でございます。全体には、5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の位置付けが2類相当から5類に移行したことを受けまして、利用者、来館者の行動がコロナ前の水準に戻りつつあること、事業実施も行われる想定で予算を組んでおります。資料6にお戻りください。14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、5目 教育費国庫補助金166,000円、前年度対比22,000円の増額です。内容については事項別明細書19ページになります。こちらは補助率が2分の1です。要保護児童生徒援助費補助金になります。修学旅行以外が補助対象となる要保護さん2名分を計上しております。特別支援教育就学奨励費補助金は、例年通りの見込みでの計上になります。資料6にお戻りください。15款 県支出金、2項 県補助金、7目 教育費県補助金1,030,000円、前年度対比64,000円の増額。内容については事項別明細書23ページになります。こちらが社会教育費補助金となっております。放課後子ども教室推進事業費等の補助金が計上されております。続いて、16款 財産収入、2項 財産売払収入、1目 物品売払収入のうち美術館図録等売払収入1,230,000円、前年度20,000円の増額です。窓口販売、通信販売、委託販売で絵葉書や図録等の販売による売上でございます。続いて、17款 寄附金、1項 寄附金、4目 教育費寄附金398,000円。こちらは44,000円の減額です。内容につきましては事項別明細書25ページになります。小学校、幼稚園の寄附金の内容は、スクールバスの利用に対しまして寄附金をいただいているものです。資料6にお戻りください。18款 繰入金、1項 基金繰入金、5目 奨学基金繰入金300,000円、前年度と同額を計上しております。6目 学校図書等整備基金繰入金と、7目 美術館運営基金繰入金は来年度も計上はありません。続きまして、20款 諸収入、4項 雑入、1目 雑入のうち教育委員会関係予算は3,382,000円、前年度対比2,454,000円の減と大きく出ております。こちらは日本海事科学振興財団から「海の学びミュージアムサポート事業補助金」の3,000,000円が5年度はありましたが、6年度は対象となりませんでしたため、その減によるものが主なものです。細かい内容につきましては事項別明細書ですと29ページです。雑入の中に線が入っているのが見えますでしょうか。1枚10円でいただいている公民館複

写機使用料。あとは、自動販売機の電気料あるいは管理手数料。同じく、図書館や町立体育館についても、それぞれ設置してあるものの雑収入が計上されております。海の学びミュージアムサポート事業補助金の博学連携は、6年度も事業をお認めいただいておりますので、ここに3,000,000円分はございます。5年度はこれのほかに2,500,000円ほど別にございましたが、6年度は1本になっておりますので、雑入額が減額と出ております。歳入が以上となります。

続きまして、歳出です。形は同じですので、同じ要領で説明させていただきます。資料6は総務費から始まります。2款 総務費、1項 総務管理費、10目 地方創生推進費のうち教育推進事業2,974,000円、前年度から2,888,000円の減。事項別明細書は55ページに掲載されております。令和4年、5年、6年の3か年に渡ります地方創生事業ですが、教育課として実施内容を精査して、創生事業の統括課であります政策推進課と調整しております。事業内容を精査させていただいて減額にはなっていますが、事業執行はしていきたいと思っております。

続きまして、資料6を1枚おめくりいただきまして、9款 教育費のページとなります。9款 教育費、1項 教育総務費、1目 教育委員会費1,278,000円、前年度対比378,000円の増でございます。これは全体に関わることでして、町議会の条例の改正後になるのですが、非常勤特別職報酬単価の見直しがございました。その関係で増になっているものがございます。9款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費が54,619,000円、前年度対比9,870,000円の増。事務局職員の人件費です。増員と人事異動によりまして、人件費が増額となっております。また、令和5年度の給与改定によりまして、基本給、期末手当の支給率の増によるもの、会計年度任用職員の勤勉手当の増額が一部されますので、常勤、非常勤等の人件費が増額となっております。3目 教育振興費30,616,000円、前年度対比9,420,000円の増額です。増額の主な要因は、事項別明細書ですと129ページとなります。印刷製本費の中に小中学校副読本改訂版が含まれております。来年度は改定年ですので、その分が増額となっております。次に、業務委託料に「真鶴町小中一貫教育校基本構想作成事業委託料」を計上させていただいております。あと、5年度までは名称が「入学支度金」となっておりましたものを「高等学校等入学支度金」に変えています。やり方は同じです。令和5年度はコロナウイルス臨時交付金の活用で、子育て世帯支援交付金として保護者に支給しておりました従前の入学祝い金。小学校入学時と中学校入学時に30,000円ずつ給付しておりました「入学祝い金」を「小中学校入学支度金」という名称に変更しております。そのまま継続しております。続きまして、2項 小学校費、1目 学校管理費61,930,000円、前年度対比3,456,000円の増額です。こちらは会計年度任用職員のスクールサポートコーディネーターさんに係る予算を計上しております。5年度までは、社会教育総務費の地域学校協働活動推進事業に謝礼として計上しておりましたが、会計年度任用職員として位置付けました。それから、非常勤講師、支援員、用務員の勤勉手当による増額があります。小学校の施設改修事業は、プールのろ過機、部分的な物に対する防水工事、給水排水の水漏れ対応や床シー

ト、ドア、建具の不具合など、校種毎に一括して改修する形になると思いますので、施設改修事業という名称で結合してあります。続きまして、2目 教育振興費 3,072,000 円、前年度対比 2,489,000 円の増額です。事項別明細書は 135 ページになります。「教材費・校外活動費補助金」を教育振興費に新設しております。教材費・校外活動費補助金ということで、ドリル代や植物の栽培セットなど、子どもたちが共通で使う教材費で、保護者の皆さんに負担していただいていた部分、そちらを公費で補助する形を取っております。これが新規のものです。3目 給食費 21,530,000 円、前年対比 3,544,000 円の増額となっております。こちらは給食調理員の人件費に係る増額です。給食費の保護者負担 4,500 円。それから、町の措置として町負担が 400 円と、地場産支援で町から 420 円を月額負担として行われております。給食費、食材の原価は 4,920 円で今やっております。続いて、3項 中学校費、1目 学校管理費 44,926,000 円、前年度対比 2,896,000 円の増額です。事項別明細書は 139 ページ、図書購入費です。中学校の教科書改訂に伴いまして、教師用教職科図書の購入に計上されております。中学生世帯に対する給食費の補助は、今年度で終了となります。事項別明細書 141 ページに中学校施設改修事業があります。高圧受電設備のケーブル改修や構内照明の LED 化改修経費が計上されております。続いて、2目 教育振興費 3,904,000 円で、前年度対比 2,456,000 円の増です。事項別明細書 141 ページの教材費・校外活動費補助金。先ほど、小学校費でお話しました保護者に負担をお願いしていた教材費関係を町が補助する形で新設されました。その増額です。続きまして、4項 幼稚園費、1目 幼稚園費 47,923,000 円、前年度対比 3,896,000 円の増額。増額の主な理由は、会計年度任用職員の人件費の増になります。続きまして、5項 社会教育費、1目 社会教育総務費は 24,569,000 円、前年度対比 6,790,000 円の減額となっております。減額の理由は人件費 1 名分の減が主なものです。なお、青少年健全育成事業の中学生グローバル人材育成事業補助金に関しましては、事業内容の再検討のため、来年度当初予算では事業計画を見送っております。3目 文化財保護費 4,399,000 円、前年度対比 1,317,000 円の増。会計年度任用職員の人件費の増額に係るものです。4目 町民センター費 16,082,000 円、前年対比 2,049,000 円の減額となっております。5年度当初、光熱水費、電気料の高騰を見込みまして、増額見込みとしておりました。現在、新電力というものの入札を行って、通常は電気料を下げるのですが、新電力の入札はまだ難しいようで、5年度の実績により積算して減額となっております。電気料の実態に適した積算をしております。続きまして、5目 民俗資料館運営費 6,419,000 円、前年度比 5,200,000 円の増額となっております。事項別明細書 155 ページの民俗資料館運営費の中に「収蔵品梱包輸送業務委託料」と記されております。この部分が増額となっております。民俗資料館の老朽化と津波浸水区域であることに備えて、収蔵品を一旦安全な場所に移動させるための経費が計上されております。移動先については、まだ検討中でございます。6目 美術館費 26,414,000 円、前年度対比 2,791,000 円の減額です。常設展パンフレット専用の印刷経費。また、作品の修繕事業費先の火

災・盗難保険上の経費計上が保留になっておりまして、そのための減です。7目図書館費 17,403,000 円、前年度対比 3,260,000 円の増額です。増額の主な理由は、会計年度任用職員に司書資格のある方を増員することによる増額となっております。続いて、8目貝類博物館運営費 20,706,000 円、前年度対比 4,152,000 円の増額。増額の主な理由は人件費 1 名増に伴うものです。事業としましては、海の学びミュージアムサポート事業の助成金が終了になりましたので、この関連の事業費は計上しておりません。そのため、そちらは減額となっております。続きまして、6項保健体育費、1目保健体育総務費 15,226,000 円、前年度対比 4,854,000 円で増額です。職員人件費の増。それから、6年度は開催に向けて「半島駅伝大会実行委員会補助金」を計上しましたので、この分が5年度に比べて増額となっています。2目体育館運営費 7,437,000 円、前年度対比 558,000 円の増額です。会計年度任用職員、管理人の人件費の増によるものです。説明は以上でございます。

額額教育長： はい。ありがとうございました。新規で加わったものや、大きな変更があったものをピックアップして説明してもらいましたが、来年度事業に関わる内容です。もし不明な点がありましたら、積極的にご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

瀧本委員： はい。

額額教育長： はい。お願いします。

瀧本委員： 細かい方の 129 ページの積立金の「真鶴町小中一貫教育校基本構想作成事業委託料」が 3,850,000 円。積み立てということは、もう何年か積み立てて総額でどのぐらいになるものなのですか。

高橋課長： 実は積立金は見づらいのですが、委託料は委託料でございまして、積立金に入っているものは、この細目で申し上げますと 131 ページ下段になります「教育施設整備基金積立事業」でよろしいでしょうか。ご質問の部分は。

瀧本委員： 委託するのにどのぐらい掛かるのかと思って。

高橋課長： 委託する方は、委託料の横に書いてある 3,850,000 円が予算計上した額です。

瀧本委員： それが総額ということですか。

高橋課長： そうですね。

- 瀧本委員： 分かりました。
- 額瀨教育長： はい。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
- 瀧本委員： はい。
- 額瀨教育長： はい。お願いします。
- 瀧本委員： 小中学校とも、新規で教材費と校外活動費の補助金が入っていたと思うのですが、教材費の補助金によって、教材費は0円になる感じですか。それとも、何%ぐらいかという感じですか。
- 高橋課長： はい。
- 額瀨教育長： はい。お願いします。
- 高橋課長： はい。積み上げに関しまして、この後、町長から「無償化」という言葉でご説明されるかと思えます。記者発表などには「無償化」という言葉で出てくると思うのですが、積算するにあたりまして、今年度、実際に教材費にどのぐらい掛かっているか聞き取りをさせていただいて、保護者の負担が無いような額を積み上げておりますので、そのようになる予定でございます。
- 額瀨教育長： はい。一応、年額で10,000円ぐらいを見込んでおりますけど、もしそれよりも超えてしまった場合は、あとの補正等で対応して「とにかく全額、町の方で教材費については面倒見るよ。」という方針のようです。
- 瀧本委員： はい。分かりました。
- 額瀨教育長： 「学校建設の積立金」は、ここに出てこないですか。
- 高橋課長： 学校建設の積立金は今年度もそうだったのですが、実は1年度が終わって、繰越金が発生した時に「補正」という形で財政が確認しながら積み立ててくれたのです。ですので、今現在の当初予算では「科目設定」の形で1,000円が置いてあります。例年ですと、こちらが5年度の決算が終わった段階で、どのぐらい積めるかが見えてくるようになると思います。
- 額瀨教育長： なるほど。その段階にならないと、額は定まってこないと。
- 高橋課長： 数字としては難しいかと思えます。今年度も、9月補正で100,000,000円積み

増ししてもらったような動き方でした。

瀬瀬教育長： はい。400,000,000円から500,000,000円ぐらいは持つておかないと、いろいろと補助金などはあるのですが、それ以外に持ち出しのプログラムが出てくると思うので、確保しておきたいと思っております。あとはどうでしょうか。気になる所はございませんか。「お金、使い過ぎではないか。」などありませんか。いいでしょうか。とりあえず、ここで承認を得ておく必要はありますか。

高橋課長： そうですね。この形で提出されるということで、確認していただければ。

瀬瀬教育長： とりあえず「正式決定ではありませんが」ということでよろしいですか。それでは質疑終了で、(6)町議会3月定例会提出の令和6年度予算について、とりあえず賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、とりあえず教育委員会定例会では決定いたしました。

では続きまして、(7)令和6年度真鶴町の教育基本方針・重点施策(案)について、前回に引き続きですが、事務局から説明をお願いします。

大竹係長： それでは資料7をご覧ください。社会教育の重点施策からよろしいですか。

瀬瀬教育長： 前回はどうしましたか。

大竹係長： 前回、私は欠席をしております。

瀬瀬教育長： 社会教育の所を簡単に説明していただいて、ご意見を頂戴しましょう。

大竹係長： はい。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

大竹係長： はい。それでは資料7を1枚おめくりいただいて、3ページをご覧ください。＜社会教育＞の教育基本方針です。教育基本方針の前文、個別の所については前年からの改定箇所はございません。続きまして、8ページをお開きください。＜社会教育＞の重点施策について説明をさせていただきます。8ページの前文につきましては、前年度からの改定箇所はございません。9ページをご覧ください。(1)文化活動の充実についても、前年度から変えた部分はございません。(2)

スポーツ振興については、年代を問わないスポーツ振興を目指していくことを意識して、表題を「スポーツ振興」から「生涯スポーツの振興」に改めております。また、コロナ禍が明けて、徐々に社会体育事業も実施できる環境が整ってきていることから、①の最後尾を「町民運動会の再開」から「町民運動会・健康マラソン・ニュースポーツ大会等の開催」に改めております。さらに、コロナ禍により令和2年度から休止している半島駅伝競走大会の再開を目指し、③として「真鶴半島駅伝競走大会の再開に向けた体制づくりの検討」を加えております。最後に、コロナ禍では制限を設けていた社会体育施設や学校施設の有効活用を図る側面から、⑥として「町立体育館及び小学校体育館、中学校グラウンド等の施設の開放」を加えております。(3) 青少年の健全育成については、①1項目目の最初に「子どもフェスティバル(夏・冬)等」の文言を加え、具体的な事業を明記しております。(4) 家庭教育については、家庭における教育力をつけるという目的で表題を「家庭教育力の向上」に改め、家庭学習の定着を目指す観点から、②として「家庭学習のすすめ」を活用した家庭学習の定着」の文言を加えております。さらに、⑥として福祉部局との連携強化としか定めておりませんでした。が、「福祉部局の連携強化と託児ボランティアの今後のあり方についての検討」を加えております。(5) 文化財保護・活用につきましては、前年度からの改定箇所はございません。新たに、(6)に「読書活動の推進(学校教育との連携)」の項目を設け、細目として「①幼児期・児童期の読み聞かせの充実」「②学校図書館司書の配置による学校図書館と町立図書館との連携の促進」「③町立図書館を中心とした文字・活字文化の振興と事業の充実」の3項目を設定しております。10ページをお開きください。(7) 社会教育施設の経営改善等については、前年度からの改定箇所はございません。以上が、この度改訂となりました社会教育の重点施策の個別箇所の説明になります。ご審議の上ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

額部教育長：

はい。ありがとうございます。前回は提案させていただいて、いくつか意見をいただいたところですが、今回は社会教育の方を詳しく提案してもらいました。校長会でも、これを示しまして、1つだけ意見をもらいました。『交流と多様性』を新しい学校のキーワードとして5年度に入れていたのですが、「6年度にその言葉が見つかりませんね。」とのことでしたので、2か所ほど新しい学校をつくる項目の中に『交流と多様性』をキーワードとした学校をつくりたいと加えております。例えば、1ページ目でいくと、最初のリード文の下から2行目に下線は入っておりませんが、この言葉を追加させてもらったということです。どうでしょうか。前回から引き続きになりますが、何か気になった所などがございましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

瀧本委員：

はい。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

瀧本委員： 9ページの「家庭教育の向上」で、「福祉部局との連携強化」が入っていると思うのですが、今年4月から本格実施されることも家庭センター等の町の取り組みで、福祉と教育の連携などの部分は、これから入ってくるのかなという感じですか。具体的なものなどは。

瀬瀬教育長： 何か動きはありますか。ありますか。

塩田指導主事： はい。今、私の方で福祉部局と話をしているところにつきましては、福祉部局が生まれてから作っていく『緑のシート』との連携を図って、学校教育では就学してからの子どもたちの状況を引き継いでいく『支援シート』という形で、子どもたちが真鶴町で生きていく中で支援の状況を引き継いでいける物が作っていただけたいという、まだ案の段階ですが、そのような意見交換はしているところでございます。

瀬瀬教育長： 実際に、具体的な検討は始まっているということでしょうか。

塩田指導主事： 「こうできたらいいな。」「こういう物を作っていきたいね。」という、担当者間のレベルで今話し合っているところです。

瀧本委員： はい。ありがとうございます。

瀬瀬教育長： はい。いかがでしょうか。よろしいですか。他はいかがでしょう。それでは質疑を終了して、(7) 令和6年度真鶴町の教育基本方針・重点施策(案)について、挙手により採決をしたいと思えます。原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員： (全員挙手)

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。全員賛成で原案のとおり決定いたしました。では来年度の基本方針・重点施策については、これで4月から進めていきたいと思えますので、改めてまたよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、最後になります。(8) 令和6年度真鶴町教職員研修等計画(案)について、事務局から説明をお願いします。

塩田指導主事： はい。資料8をご覧ください。初めに、この資料は先週末に開催されました県西教育事務所の事業説明会を受けてから作成を始めたものになりますので、各事業の日程につきましては、多くが日程調整中となっております。また、すでに日

程の入っている事業につきましても、今週 29 日に開催されます幼小中行事調整会議を受けて変更となる可能性があることを、あらかじめご承知おきください。

それでは令和 6 年度真鶴町教職員研修等事業計画について、今年度からの変更点を中心にご説明させていただきます。事業番号 1 「ふるさと教育研究部」についてです。こちらは昨年度、真鶴町の教職員で構成する幼小中合同教育研究会を立ち上げ、この「ふるさと教育研究部」、事業番号 5 「ICT 教育研究部」、事業番号 7 「外国語研究部」、事業番号 8 「国語科研究部」、事業番号 9 「算数・数学科研究部」の 5 部会を中心に、幼小中 12 年間のカリキュラム編成に取り組んでいます。次年度もこの取り組みを継続し、幼小中一貫教育校の教育の土台を築いていきたいと考えております。続きまして、事業番号 2 「ふるさと教育研修会」につきましても、コロナ禍の 2 年間中止した関係で、昨年度は令和 4 年度と 5 年度の新採用職員と専任採用教職員を対象に研修会を実施しました。令和 6 年度からはコロナ以前の形に戻し、その年度の新採用職員と専任採用教職員を対象に実施します。なお、日時に午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分とありますが、真夏の研修会で参加者の体調面が心配されますので、無理のない時間配分や内容で実施できるようにしたいと考えております。1 枚めくっていただいて、事業番号 13 「幼保小連携研究会」です。例年、保育園、幼稚園の前年度の年長の担任の先生に、小学校に入学した新 1 年生の授業参観をしていただき、その後、新 1 年生の現状と課題を共有する協議を行っております。今年度はそうした情報共有に加え、5 歳から小学校 1 年生までの 2 年間の、いわゆる架け橋期のプログラムの見直しを図りたいと考えております。続きまして、事業番号 14 「小学校就学に向けた交流会」です。この事業につきましても、今年度、園児の『iPad 体験会』を実施するために回数を増加しましたが、12 月から 1 月に 3 回の実施は小学校からも園からも「負担が大きい。」との声がありました。そこで次年度は従来の 4 回に回数を減らします。園児の iPad 体験につきましても、3 月に小学校主催の年長児の学校探検及び給食体験の際に、学校探検をしながら教室の様子を iPad で写真撮影したり、イラストを描いてみたりなどの体験を実施することで賄っていきたいと考えております。ページをめくっていただいて、事業番号 24 「児童生徒指導研修会」です。次年度は県西教育事務所のスクールソーシャルワーカーアドバイザーを講師に、スクリーニングの研修及びワークショップを行う予定です。子どもが困難な状況になってからの対応ではなく、支援を必要とする子どもを早期に把握し、適切な支援を早期に開始できるよう、子どもたちの困り感をキャッチする力の向上に繋がる研修にしたいと考えております。また、幼小中の先生方が交流できる貴重な場になります。各園、学校で、子ども理解で大切にしていることや課題に感じていることなどについて、意見交換できる場にしたいとも考えております。最後に、事業番号 28 「一貫教育推進研修会」です。この研修会は今年度新たに立ち上げた研修会になります。今年度は、早稲田大学の小林^{ひろみ}宏己教授に『真鶴町の一貫教育校に向けて意識すべきこと』についてご講演いただき、町の教職員の新しい一貫校を作っていくことについて、特にソフトの面での意識を高めることが

できました。来年度は学校建設のエキスパートであり、町の学校建設準備委員会のメンバーでもあります長澤悟先生に『新しい学校のハードの面』のご講演をいただき、新しい学校づくりにおけるソフト面、ハード面の見識を深め、いきいきとした学校づくりに繋げていきたいと考えております。私からの説明は以上になります。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。2月ですので、日程調整もたくさんありますが、大雑把に来年度の研修事業ということで、今計画をされているところがございます。何かご質問ご意見があればお願いいたします。どういったことでも結構ですので、何か無いですか。「どういう内容なのですか。」など。

瀧本委員： はい。

瀬瀬教育長： はい。お願いします。

瀧本委員： 先々週の「教育を語る会」の時に、塩田先生もいらっしゃった。「真鶴といえど？」と言った時に、小学校6年生が「美の基準。」と本当に開口一番で言っていて。もう皆びっくりしていて、議長さんなども「おお。」と声を上げて。その時に担任が傍にいたのですが、何かアイコンタクトをしまして、授業でやっているのかなと思って。ああいうものは、毎年やっているものなのですか。

塩田指導主事： そうですね。ふるさと教育ということで、幼小中12年間の中で「真鶴町のことを知る」「真鶴町のことを考える」「真鶴町を発信する」という取り組みを行っております。特に、今の小学校6年生につきましては、小学校5年生の頃から町長部局の方々に講師に招きながら、真鶴町の漁業や真鶴町の良さなどを学んでいる子たちになりますので、そういった意識が高かったのかなと考えております。

瀬瀬教育長： はい。結構やっているのです。特に6年生は「何か町への提案をしたい。」ということで、先日も町長さんの所に代表者が行って、いろいろ意見交換をしてきたようですけど。あとは、中学校の方でもト部さんなどが行って。

塩田指導主事： そうですね。

瀬瀬教育長： あれは何年生がやっているのですか。

塩田指導主事： ト部さんに話をさせていただいたのは中学校1年生の段階で、特に移住してきた方の真鶴町の魅力について語っていただき、「自分たちの知らなかった真鶴町の良さ」や「外から見た真鶴町」という視点から、もう一度この真鶴町について考える機会。その後の2年生の鎌倉校外学習での比較や、修学旅行の京都での比較な

どを受けて、『真鶴町』というものについて広い視野から考える機会を中学校で設けている形になります。

瀬瀬教育長： はい。ぜひ、そこはこれからも充実をさせていかなくてはいけないところですね。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

瀧本委員： では。

瀬瀬教育長： はい。

瀧本委員： ついでに、充実という面で。例えば、大学生、法政大学でしたか。こちらに来て研究されて、ミツカンか何かのホームページで発表されたりして。そういうものが町のホームページや、学校のホームページなどで見やすくしていくと。結構、ここに長く居ても知らなかった視点や社会的な親など、何かいろいろな話があったりして、そういうものが「皆が見える状態になっていく」といいのかなという気はしたので、そういう充実の仕方も調べてみたら、いろいろな広がりを持つという部分では充実していくのではないかと思います。どこかでそういうものを集約してもらえると嬉しいなと思います。

塩田指導主事： 子どもたちも自分たちの住んでいる町について、学びを深めていくにつれて「発信したい。」という思いを持つようになることがありますので、そういった発信などについても考えていけたら良いのかなと思います。ありがとうございます。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございます。意外に事務局が1番分かっていなくて。住民の方が「実はそういうのが出てるんだよ。」と情報が入ってきますものね。後はいかがでしょうか。岡田委員、何かいかがですか。

岡田委員： 数がいっぱいあるなと思って。逆に、何か似通ったタイトルがある時には、それをもう少し集約して1つになったりなどはないのかなと思いつつ、今見ていたのですが。1番と2番は別日になっていますが、これは対象が違うからですか。

瀬瀬教育長： 教職員の負担という部分ですね。

岡田委員： そうですね。多分、これ以外にもきつと持っていらっしゃるだろうからと思うと、いっぱいかなと少し思ったりも、ふとしました。

瀬瀬教育長： その中でいろいろ配慮しているところもあるのですか。

塩田指導主事：　　そうですね。僕も考えている部分はありますが、幼小中教育合同研究会の新しいカリキュラム作り等々、または新しい学校づくりに向けた研修会というように新たに立ち上がっている部分もあるので、現場のご負担においては、これより多くなっている部分、また、コロナも明けて、いろいろな研修会が再開されている部分もあります。その間に見直した部分は当然ありますが、この3月に見直しを加えまして、スクラップアンドビルドではないですが、意識して改善に取り組んでいきたいと思います。ありがとうございます。

瀬瀬教育長：　　はい。ありがとうございます。高橋委員、いかがでしょうか。何か感想でも結構なのですが、ございますか。

高橋委員：　　ふるさと教育研究部ですか。自分の時のことを少し思い出して。刷り込みで、やはり真鶴の人は真鶴が好きなのですよ。「何が好きか。」と言われると難しいのですが、私も離れられないでいるので。やはり、それはすごく大切なことで、今でも蘇ってくる教科でしたね。だから、すごい温かくなりました。

瀬瀬教育長：　　ありがとうございます。これだけ言われたら、大事にしていきたいですね。では他に特に無いようでしたら挙手により採決をしたいと思います。それでは、
（8）令和6年度真鶴町教職員研修等計画（案）について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員：　　（挙手）

瀬瀬教育長：　　はい。ありがとうございます。とりあえず現時点でということで、正式に日程等が詰まったところで、またお知らせいただければと思います。お願いします。では、一応予定されていた協議事項については全て終了です。時間が掛かりましたが、終わりました。他に事務局から何かありますか。いいでしょうか。
それでは、報告事項に移りたいと思います。学校教育、社会教育、簡潔にお願いいたします。

青木係長：　　はい。まず、学校教育から事業計画2月をご覧ください。6日に伊豆市土肥小中一貫校に視察に行っていました。基本的に私達の町よりも子どもたちの人数は少ないですが、ここが静岡県で初めての義務教育学校で、元々あった中学校を改修して、初等部1年生から4年生の校舎は新たに新築した所です。また改めてご報告させていただければと思います。13日に校長会、15日に教頭会を実施しました。14日に、まなづるっ子サポート連絡会議を開催。17日に、先ほど教育長からもお話があったとおり「教育を語り合う会」を開催し、子どもから大人まで61名の方にご参加いただきました。ありがとうございます。19日の幼稚園学校開

係者評価委員会及び、本日本日予定していた中学校の学校関係者評価委員会は対面ではなく、書面会議に変更となりました。20日は、まなづるっ子自立支援コンサルテーションを実施。本日、26日が定例会。27日は食育担当者会議を開催します。29日、幼小中行事調整会議があります。町のいろいろな行事と被らないように調整をしていきます。

裏面をご覧ください。3月です。12日午前10時から中学校の卒業式があります。16日土曜日に、ひなづる幼稚園の卒業式。21日木曜日に小学校の卒業式。立て続けに入ってまいります。22日金曜日が、今年度最後となる学校建設準備委員会を開催します。傍聴も可能ですので、もしご希望があればおっしゃってください。25日は幼小中修了式。それから、教育委員会定例会を予定しております。以上です。

瀬瀬教育長： はい。社会教育、お願いいたします。

大竹係長： はい。生涯学習・社会教育関係です。2月については、3日に『おはなしのせかい』と題しまして、NPO法人 絵本で子育てセンター所属の上甲知子氏じょうこうともこを講師に迎えて、今年度5回目の子育て学級を開催しました。27名の参加者は、講師の「子どもは絵を読む。絵本が偉いのではなく、読み聞かせをしている自分が偉いんだよ。」、親ができる読み聞かせの特徴として、「寝転がりながら読める。お子さんを主人公の名前にして読み変えることができる。」といったお話に熱心に耳を傾けていらっしゃいました。5日には文化財審議委員会を開催し、『文化財だより』の構成作業や来年度の活動について協議しました。その中で「しとどのいわや 鷗窟」を町指定重要文化財に指定する方向で調整していくことを確認されております。12日には博物館事業として、『岩のまち歩きと川の生きもの探し』と題して、自然こどもクラブを開催しました。14名の参加者は瀧門寺脇の小川で生き物を探し、小型のハゼやテナガエビを発見すると大きな歓声を上げていました。また、住職さんの「お寺の奥側には滝があり、ふれあい館のグラウンドは、昔は田んぼだったんだよ。」といったお話を興味深そうに聞き入っております。13日には自治会連合会体育部長会を開催し、次年度の町民ソフトバレーボール大会と町民運動会の開催方法等を協議しております。その中で町民運動会においては、オープン種目として以前人気のありました「親子孫3代リレー」を復活させることを決定しております。17日には図書館事業として、おはなしわっくわっくさんの協力を得て、おはなし会を開催し、25名の参加がありました。同日には、公民館・美術館・博物館連携事業として、シェードランプ作り教室を開催しました。20名の参加者はお林遊歩道を散策し、落ち葉や木の実を収集し、それらを円筒状の和紙に貼り付け、シェードランプを完成させました。完成した作品は24日、25日に博物館で点灯展示を行いました。今後は3月1日から3日までの3日間、博物館にて点灯展示を行い、3月8日から10日の3日間は公民館にて点灯展示を行います。2月18日には博物館事業として、『真鶴半島ネイチャーウォーク』と題して、海さんぽを開

催しました。13名の参加者は太さ6m以上のクスノキを目の前にすると、その大きさに圧倒されている様子でした。21日には社会教育委員会議を開催し、今年度の生涯学習・社会教育事業の振り返りと、次年度の事業予定について協議いたしました。25日には真鶴半島健康マラソン大会の開催予定でしたが、残念ながら天候不良のため、中止としております。

裏面をお願いいたします。3月については博物館事業として、2日に磯の生物観察会を内容とした自然こどもクラブを開催いたします。3日には博物館事業として、ビーチコーミングを内容とした海さんぽを開催します。5日には、託児ボランティアの会が第2回目の臨時総会を開催し、次年度以降の活動形態について協議する予定でございます。9日と23日には美術館事業としてギャラリートークを開催します。特に、9日につきましては、倉本学芸員が着任して初めてのギャラリートークとなります。13日には博物館事業として、大人向け磯の生物観察会を開催します。15日には、学校体育施設開放利用団体・社会体育施設利用団体説明会を開催する予定です。16日には公民館事業として『まなづるミステリーさんぽ』を開催する予定です。17日には博物館が中心となり、「海のルール作りに向けたシンポジウム」を開催します。23日にはトートバッグ作りを内容とした公民館教室を開催します。同日には、まなづる土曜教室運営委員会を開催し、次年度の運営方針等を協議する予定です。30日には博物館事業として、磯の生物観察会を内容とした海のミュージアムを開催します。また、欄外の記載にはなりますが、放課後子どもいきいきクラブは11日が今年度最終活動日になります。また、まなづる土曜教室は2日が最終活動日となります。以上でございます。

瀬瀬教育長： はい。ありがとうございました。何かご質問等あるでしょうか。よろしいですか。では、事務局から他に報告事項ありますか。

特に無ければ、これで全ての案件が終えましたので、これをもちまして2月の教育委員会定例会を終わりといたします。どうもありがとうございました。

全委員： ありがとうございました。